

企画提案書等に関する質問回答書

令和6年9月13日  
新庁舎整備室

No.	対象資料・該当箇所	質問事項	回答
1	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関するプロポーザル実施要領 P3、 6 実施要領等の配付 (1) エ	「⑫ 市役所敷地内埋設配管参考図・・・特記仕様書(案) 関連資料12」について、埋設レベルの表記がありません。埋設レベルをご教示ください。	埋設レベル(深さ)についての情報はありません。
2	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関するプロポーザル実施要領 P.9、 11-(4)企画提案テーマ テーマ④:コスト管理	既存本庁舎・分館の直近の年間エネルギー(電力, ガス, 油, 水道など)使用量および契約電力をご教示ください。また差支えなければ、年間のエネルギーコストもご教示ください。	令和5年度の既存本庁舎・既存分館における年間のエネルギー使用量と費用は以下のとおりであり、契約電力は257kWです。 電気: 使用量730,264kWh、費用16,009,052円 ガス: 使用量62,256 m <sup>3</sup> 、費用6,287,401円 水道: 使用量7,663 m <sup>3</sup> 、費用3,139,965円 油: なし
3	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関するプロポーザル実施要領 P.9、 11-(4)企画提案テーマ テーマ④:コスト管理	敷地内の井戸の有無をご教示ください。既存井戸がある場合、差し支えなければ汲み上げ量、水質等のデータをご教示ください。	現庁舎敷地内に井戸はありません。

4	<p>富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関するプロポーザル実施要領 P. 9、 11-(4) 企画提案テーマ テーマ④: コスト管理 及び 基本計画 4. 新庁舎の導入機能 (4) 防災拠点機能</p>	<p>敷地のインフラ状況について、口径や管材が分かる資料があれば、ご教示ください。また基本計画 P-36 に『中圧ガスを導入します』と記載がありますが中圧ガス本管も敷地周囲に既にあるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>敷地内のインフラ状況については、現時点で分かっている範囲の情報を記録媒体に格納した上で直接提供します。(資料提供を希望する場合は、9月24日以降、担当部署に来庁日時を電話予約した上で受け取ってください。) また、新庁舎敷地に引き込み可能な中圧ガス本管は敷地周辺にあるものと考えていただいて差し支えありません。</p>
5	<p>富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関するプロポーザル実施要領 P. 9、 11-(4) 企画提案テーマ テーマ④: コスト管理 及び 基本計画 4. 新庁舎の導入機能 (4) 防災拠点機能</p>	<p>引き込み予定の中圧ガス管は、第三者機関の耐震認定を受けた認定導管でしょうか。</p>	<p>中圧認定導管ではありません。</p>
6	<p>実施要領・評価基準 p. 9</p>	<p>実施要領において、庁舎敷地外における取組については提案に含めることができるとございますが、堀（水路）の一部を暗渠化する計画やブリッジでまたぐような計画は可能でしょうか。</p>	<p>堀（水路）については、現在、進めている別業務の新庁舎建設に伴う水路調査・検討業務において移設経路を決定する予定であり、現時点では新庁舎の建物に影響のない場所に移設し、暗渠化することを想定しています。 そのため、堀（水路）の移設に対しての提案は不要ですが、存置予定の市民文化会館（キラリ☆ふじみ）側の堀（水路）に関して提案いただくことは差し支えありません。</p>

7	実施要領・評価基準 p9, 11	企画提案書内やプレゼンテーション資料において、パースの描写精度、パース表現に制限はないものとして理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり取り扱って差し支えありませんが、過度な表現は不要です。
8	実施要領・評価基準 p11	プレゼンテーションの出席人数は3人以内とありますが、PC 操作者は別途参加可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり取り扱って差し支えありません。 「参加申込書等に関する質問回答書」No. 19 を参照してください。
9	実施要領・評価基準 p11	プレゼンテーションで使用する資料は、企画提案書等に合致し、又は補足するものとありますが、提案書に記載の情報を原則とし、模型や動画の使用は不可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり取り扱って差し支えありません。
10	実施要綱 P11 1 2 の 4 のイ	ヒアリングにおいて、企画提案書の内容を補足する資料として、提案資料に載せていない動画や模型を活用したプレゼンテーションを行なっても宜しいでしょうか。	企画提案書に記載されている情報を原則とし、模型や動画の使用は不可とします。
11	実施要領 P11、12 プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、マイクを使用できるものと考えて宜しいでしょうか。	説明者用としてワイヤレスマイク 1 本を市で用意する予定です。
12	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案） P. 1 および P. 3	P. 1、I 業務概要等 5 (1) a に「新築（設備機器等の移設含む）」と記載がありますが、設備機器移設に係るインフラ調査業務については、P. 3 に記載のインフラ状況調査（告示 8 号標準業務）とは紐づかないと思料致します。移設のための業務やその成果物についてはどのような内容を想定されているでしょうか。二次審査で提出する価格提案用に作業人工数を積み上げる必要があるため、詳細をお示しください。	現庁舎の建物（既存本庁舎、既存分館）や敷地内に存在する防災行政無線に係る設備機器やパラボナアンテナを新庁舎の屋上等への移設することを想定しています。成果物については、新庁舎建設工事設計図等の一部と考えています。

13	特記仕様書（案） P2（2）既存分館	改修検討に向けて、構造図、構造計算書、設備図、設備計算書をご提示下さい。	保管資料が製本されたもののみとなりますが、閲覧いただくことは可能です。（資料の閲覧を希望する場合は、9月24日以降、担当部署に来庁日時を電話予約した上で閲覧してください。）
14	特記仕様書（案） P2 6 同施設関連の別発注業務	別途業務の水路移設設計業務における、現状の計画や計画上の制約があればご教示下さい。	現時点で堀（水路）の移設経路は定まっておりませんが、現時点では新庁舎の建物に影響のない場所に移設し、暗渠化することを想定しています。その他の情報については現状でお示しできるものではありません。
15	特記仕様書（案） P3 II業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲	免震構造に係る設計業務（付随する調査・手続き含む）は見積対象外とし、設計時の追加業務と考えて宜しいでしょうか。	新庁舎の構造は免震構造を基本に考えているため、免震構造に係る設計業務については、付随する調査・手続きを含めて本業務の対象であり、見積対象としてください。
16	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案） P3 及び P6	特記仕様書（案）P3 には別発注業務として、「(6) 新庁舎整備に伴うネットワーク関連業務（令和7年度から令和8年度）」との記載があり、一方でP6においては、(2) 追加業務の内容及び範囲として、「構内情報通信網設備に関する検討及び資料の作成」とあります。ネットワーク設備（構内情報通信設備）に関する検討及び資料の作成は、別業務と考えてよろしいでしょうか。	業務システムや電話に関する構内情報通信網設備に関しては、新庁舎整備に伴うネットワーク関連業務の業務対象範囲とする予定であるため、本業務とは別業務となります。ただし、建物に付随する設備（セキュリティ設備等）に関する構内情報通信網設備に関しては、本業務の範囲と考えており、ネットワーク関連業務の受注者と連携し、進めていただく想定です。

17	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案） P.3、I 業務概要等 6. 同施設関連の別発注業務（5）	別発注予定の「新庁舎執務環境レイアウト設計業務」について、業務実施期間は基本設計完了後も行われる予定となっており、設計受託候補者の実務と重複する可能性があると考えております。基本設計で整理された内容は大幅に変更することなく、基本設計内容を反映したレイアウトを別業者が設計すると考えてよろしいでしょうか。	新庁舎執務環境レイアウト設計業務では、基本設計・実施設計のそれぞれの履行期間と並行して、基本レイアウト設計・実施レイアウト設計に取り組むことを想定しています。基本設計・実施設計については、執務環境レイアウト設計業務の受託者と適宜情報共有や協議を行うなど、緊密に連携を行いながら、進めていただく想定です。
18	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案）P5、II 業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲（2）	「アスベスト調査報告書の作成」の記載がありますが、既存庁舎におけるPCB調査については、既に調査済みと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり取り扱って差し支えありません。
19	特記仕様書（案） P5 アスベスト含有塗材、含有建材の目視調査、分析調査及び調査報告書の作成	既存本庁舎、既存分館の図面（仕上表等）をご提示下さい。	提供可能な資料を記録媒体に格納した上で直接提供します。（資料提供を希望する場合は、9月24日以降、担当部署に来庁日時を電話予約した上で受け取ってください。）
20	特記仕様書 5/13	既存建築物のCAD化図面の作成は、既存紙図面のすべてをCAD化するのでしょうか。 その場合、図面枚数をご指示願います。	図面枚数について具体的な指定はありませんが、既存紙図面の全てをCAD化するものではなく、既存本庁舎等の解体設計図を作成するに当たって必要な図面のCAD化と捉えてください。
21	特記仕様書（案）P5 既存建築物のCAD図の作成	CAD化が必要な想定図面枚数をご教示下さい。	No. 20を参照してください。

22	特記仕様書（案） P5 既存施設の法適合状況調査及び報告書作成（建築確認に係るもの）	既存施設の建築確認申請書、確認済証、検査済証の有無をご教示下さい。	各書類の有無を確認し、保有状況に関する資料を記録媒体に格納した上で直接提供します。（資料提供を希望する場合は、9月24日以降、担当部署に来庁日時を電話予約した上で受け取ってください。）
23	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案） P5、II 業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲（2）	法適合状況調査の成果品に関して、報告書等の体裁や具体的な成果物をお示しください。	成果品としては建築確認申請時に必要な既存不適格調書の添付書類を想定しています。
24	特記仕様書（案） P6 都市計画法施行規則第60条に基づく書面（適合証明）の交付申請手続	追加業務の内容及び範囲において、都市計画法施行規則第60条に基づく書面（適合証明）の交付申請手続が含まれていますが、水路移設、区画の変更に伴う都市計画法・都市公園法・法務上の手続は、水路移設設計業務に含まれているものと考えて宜しいでしょうか。また、そのスケジュールをご提示下さい。	堀（水路）移設に伴う都市計画法、都市公園法等の手続はないものと想定しております。新庁舎の建設を目的とした開発行為に関する都市計画法に基づく協議や手続、適合証明の交付申請手続は本業務の対象となります。
25	特記仕様書（案） P6 会議体への参加、必要な資料の作成	「庁内検討組織等に対する支援」とはどのような業務内容を想定されていますでしょうか。	設計を進める中で、適宜、状況報告や意思決定を行うための庁内検討組織の会議等を開催することを想定しています。主な業務内容は、進捗状況に応じた設計内容説明資料の作成となりますが、必要に応じて会議に参加した上で技術面に関する内容の説明を行っていただく想定です。
26	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案） P.6、II 業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲（2）	「会議等への参加に必要な資料の作成」と記載がありますが、想定される会議の回数や資料のボリュームをお示しください。	現時点で具体的な会議回数等の想定はありませんが、提案内容を踏まえ、受託者と市で協議の上、決定したいと考えています。

27	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案） P.6、Ⅱ 業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲（2）	「基本設計市民説明会」と記載がありますが、こちらについては資料作成の支援を主とした業務として想定されているでしょうか。その場合、想定される資料のボリュームをお示しください。	主な業務内容はお見込みのとおりです。ただし、説明会への同席と質疑応答（技術面に関するもの）に対する支援も行っていただく想定です。 なお、具体的な開催回数や資料のボリュームは、提案内容を踏まえて、受託者と市で協議の上、決定したいと考えています。
28	特記仕様書 6/13	基本設計市民説明会の追加業務は、説明会資料の作成及び説明会への参加と考えて宜しいでしょうか。また説明会の開催時期と回数をご指示ください。	業務内容は、No.27 を参照してください。現時点では令和8年1月頃に説明会を開催することを想定しています。
29	特記仕様書（案） P6 基本設計市民説明会	説明会の想定開催回数をご教示下さい。	現時点で開催回数や開催方法は定まっていません。提案内容を踏まえ、受託者と市で協議の上、決定したいと考えています。
30	特記仕様書（案） P6 土壌汚染対策法に基づく協議	土壌汚染調査は業務対象外と考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染調査は本業務の対象外ですが、土壌汚染対策法に基づく関係機関との協議は本業務の対象となります。
31	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案）P6、Ⅱ 業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲（2）	「BIM データによる検討及び資料の作成」とありますが、BIM で検討すべき内容、また想定される成果品をご教示ください。	基本設計時における概算工事費の算出や建築設計と設備設計の取り合いの確認において、BIM による検討が有効と考えています。具体的な検討方法や成果品については、受託者と市で協議して決定したいと考えています。
32	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案）P.6、Ⅱ 業務仕様 1. 設計業務の内容及び範囲（2）	「ワークショップの開催（受注者主体での開催）」と記載がありますが、開催の目的および想定される会議の回数や資料のボリュームをお示しください。	開催の主な目的としては、施設利用者の意見を設計に反映することを想定しています。具体的な回数や資料のボリュームは、提案内容を踏まえて、受託者と市で協議の上、決定したいと考えています。

33	特記仕様書（案） P6 ワークショップの開催	受注者主体と示されている業務範囲は、ファシリテーション、討議資料・備品程度等と考え、会場は市の公共施設を使用できるものと考えて宜しいでしょうか。また、実施回数は受注者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	業務範囲については、お見込みのとおりです。具体的な開催回数等については、No. 32 を参照してください。
34	富士見市新庁舎基本・実施設計特記仕様書 P6	ワークショップの開催、とありますが具体的な回数、内容等は提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり取り扱って差し支えありません。なお、開催目的についてはNo. 32 を参照してください。
35	富士見市新庁舎基本・実施設計特記仕様書 P7	埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続の必要性についての検討、とありますが具体的な作業内容が不明です。具体的な作業内容、成果品の程度をお示し下さい。	新庁舎敷地の埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物への指定状況について関係機関に調査することを想定しています。
36	富士見市新庁舎基本・実施設計特記仕様書 P10	BIM データとありますが成果品の程度(モデル詳細度、LOD)を具体的にお示し下さい。	No. 31 を参照してください。
37	特記仕様書（案） P10、13 BIM データ	BIM データによる検討の範囲は受注者判断によるものと考えて宜しいでしょうか。	No. 31 を参照してください。
38	特記仕様書 12/13	成果物の市民説明会用 3D 動画とは VR 作成業務仕様書にある動画データのことでしょうか。異なる場合はその仕様についてご指示願います。	お見込みのとおりです。
39	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書（案） P. 13、Ⅱ 業務仕様 3. 成果物、提出部数等 (3) d	「CAD データの形式」について記載がありますが、JW_cad で読み込める、dxf 形式で代替する考えでよろしいでしょうか。	特記仕様書（案） p. 13 のとおり CAD データは jww 形式を基本としてください。ただし、JW_cad で読み込んだ際に文字化け等がなく正常に表示・印刷できる場合は、dxf 形式での提出も可とします。

40	特記仕様書（案）別紙3 基本計画書 P18 職員数 別紙4 想定面積	新庁舎に配置予定の部課ごとの職員数をご教示下さい。また、その他「必要なデスク」についても部課ごとの数量をご教示下さい。	配置予定部署の現在（令和6年7月17日時点）の職員数等は、質問回答書 別紙のとおりとなります。 なお、実際に新庁舎に配置するデスク数は、設計を進める中で、庁内の意見等を踏まえて検討することを予定しています。
41	特記仕様書（案）別紙3 基本計画 4. 新庁舎の導入機能 (4) 防災拠点機能	災害時、職員以外の帰宅困難者の収容をお考えでしょうか。お考えの場合、想定される収容人数をご教示ください。	新庁舎内で被災した来庁者については、必要に応じて施設内に収容するなど、状況に応じた対応を行う必要があると考えていますが、現時点で収容人数等の想定はありません。
42	特記仕様書（案）別紙3 基本計画 6. 新庁舎の建築計画 (2) 災害リスク	表 6-2 に浸水深が示されておりますが、「現本庁舎前面駐車場付近」、「現本庁舎裏側駐車場付近」それぞれの標高をご教示ください。	現本庁舎前面駐車場付近、現本庁舎裏側駐車場付近ともに標高 7.6m 程度という認識です。
43	特記仕様書（案）別紙3 基本計画 p. 57	洪水・内水ハザードマップが示されていますが、浸水深さの基準となるレベルを T.P. 表示でお知らせいただけますでしょうか。	洪水・内水ハザードマップにおける各地点の浸水深の基準となるレベルは、各地点の地盤高であり、各地点で異なることから、お示しすることはできません。 各地点の浸水深と地盤高は、ハザードマップポータルサイト ( <a href="https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.html?ll=35.856422,139.549659&amp;z=17&amp;base=pale&amp;ls=seamless%7Ctameike_raster%2C0.8%7Cnaisui_raster%2C0.8%7Cflood_12_kaokutoukai_kagan%2C0.8%7Cflood_12_kaokutoukai_hanran%2C0.8%7Cflood_12_keizoku%2C0.8%7Cflood_list%2C0.8%7Cflood_11%2C0.8%7Cflood_list_12%2C0.75%7Cdisaster1&amp;disp=0110000010&amp;vs=c1j010u0t0h0z0">https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/maps/index.html?ll=35.856422,139.549659&amp;z=17&amp;base=pale&amp;ls=seamless%7Ctameike_raster%2C0.8%7Cnaisui_raster%2C0.8%7Cflood_12_kaokutoukai_kagan%2C0.8%7Cflood_12_kaokutoukai_hanran%2C0.8%7Cflood_12_keizoku%2C0.8%7Cflood_list%2C0.8%7Cflood_11%2C0.8%7Cflood_list_12%2C0.75%7Cdisaster1&amp;disp=0110000010&amp;vs=c1j010u0t0h0z0</a> ) を参照してください。

44	特記仕様書（案）別紙3 基本計画 p.60	移設整備の堀（水路）の部分の移設可能な堀の範囲について教示ください。また、付け替え可能な堀の部分について、水路の幅や流すべき水量の条件はございますでしょうか。	堀（水路）については、現在、進めている別業務の新庁舎建設に伴う水路調査・検討業務において移設経路を決定する予定であり、現状でお示しできるものはありませんが、現時点では新庁舎の建物に影響のない場所に移設し、暗渠化することを想定しています。
45	特記仕様書（案）別紙3 基本計画 p.60	移設整備の堀（水路）の部分の移設等の提案に向けて、下流側の権利関係等の留意事項があればお知らせください。	堀（水路）については、現在、進めている別業務の新庁舎建設に伴う水路調査・検討業務において移設経路を決定する予定です。現時点では新庁舎の建物に影響のない場所に移設し、暗渠化することを想定しており、本プロポーザルにおける提案は不要です。
46	特記仕様書（案）別紙3 基本計画 P60	公園側の水路は移設とありますが、移設先は拡張される新庁舎の敷地内、若しくは敷地外(文化の杜公園)、どちらでしょうか。	No. 14 を参照してください。
47	特記仕様書（案）別紙3 基本計画 6. 新庁舎の建築計画 (4) 施設整備イメージ	「公園側の堀（水路）の移設整備」とありますが、移設整備計画、及び工事の概要をご教示ください。	No. 14 を参照してください。
48	特記仕様書（案）別紙4 表紙、p.1 1. 執務室	執務室の面積について、各課ごとの想定面積をお知らせいただけますでしょうか。	各諸室等の面積や数量について、現時点で詳細に想定しているものはありません。 別紙4の資料は庁舎規模を算出する上で想定した面積・数量であり一つの目安となりますが、詳細については設計を進める中で、将来の変化や庁内の意見等を踏まえながら丁寧に検討していきたいと考えています。

49	特記仕様書（案） 別紙4 表紙、p.1 2. 特有諸室	特有諸室について、各想定面積をお知らせいただけますでしょうか。	No. 48 を参照してください。
50	特記仕様書（案） 別紙4 想定面積	特有諸室の面積内訳をご教示下さい。	No. 48 を参照してください。
51	特記仕様書（案） 別紙4 想定面積	別紙4表紙の「会議室の内訳」と、別紙42ページの「会議室」の室数が異なりますが、どちらが正しいでしょうか。	災害対策本部室1室は平常時に会議室として運用を想定しており、庁舎規模を算出する上では24人会議室2室に分割可能なものとして想定したことから、室数が異なっているものです。
52	特記仕様書（案） 別紙4 表紙、p.2 3. 会議室	会議室の内訳について、専用と記載されている会議室はどこかの課の専用かお知らせいただけますでしょうか。	専用・共用について、現時点で詳細に想定しているものではありません。 別紙4の資料は、庁舎規模を算出する上で想定した面積・数量であり一つの目安となりますが、詳細については設計を進める中で、庁内の意見等を踏まえながら丁寧に検討していきたいと考えています。 なお、別紙4表紙の「会議室の内訳」とp.2の「3 会議室」における室数の違いについてはNo. 51を参照してください。
53	特記仕様書（案） 別紙4 表紙、p.2 4. 相談室	相談室について、専用がある場合は、想定されている課をお知らせいただけますでしょうか。	専用・共用について、現時点で詳細に想定しているものではありません。 別紙4の資料は、庁舎規模を算出する上で想定した面積・数量であり一つの目安となりますが、詳細については設計を進める中で、庁内の意見等を踏まえながら丁寧に検討していきたいと考えています。

54	特記仕様書（案）別紙4 想定面積	会議室と相談室の「専用」は特定の課による専用と 考えて宜しいでしょうか。その場合、それぞれ専用 する課（および室数）をご教示下さい。	No. 51、No. 52 及び No. 53 を参照してください。
55	特記仕様書（案）別紙4 表紙、p. 25. 書庫	書庫について、専用書庫がある場合は、各課に必要な 面積をお知らせいただけますでしょうか。	基本計画 p. 34（4.1 導入機能別の整備方針（3）行政執務機 能④書庫・倉庫）で示しているとおおり、書庫については集 約して設置した上で各課の紙文書を一元管理する方向性で 考えていますが、現時点で詳細に想定しているものではありません。
56	特記仕様書（案）別紙4 想定面積	基本計画に示されている「防災備蓄品保管スペース」は、 想定面積における「物品庫」に含まれると 考えて宜しいでしょうか。	防災備蓄品保管スペースは、庁舎規模を算出する上では物 品庫を含めて整理していますが、各諸室等の面積や数量を 詳細に想定しているものではありません。
57	特記仕様書（案）別紙4 p. 1 1. 執務室	執務室の面積について、打合せテーブル、OA 機器コー ナーは、人数毎の数量が示されていますが、各課 ごとの想定人数をお知らせいただけますでしょうか。	No. 48 を参照してください。
58	特記仕様書（案）別紙4 想定面積	75 窓口の課ごとの数量をご教示下さい。	No. 48 を参照してください。
59	特記仕様書（案）別紙4 p. 1 1. 執務室	窓口数を 75 窓口とされていますが、各課ごとの想 定数をお知らせいただけますでしょうか。	No. 48 を参照してください。
60	特記仕様書（案）別紙5_現市役所 敷地内建築物(工作物)リスト	⑦バス乗降場、⑧タクシー乗降場のいずれも「解体」 の対象となっております。新庁舎の計画に合わせて、 新設(移設)するものと考えて宜しいでしょうか。	現時点で新設（移設）は考えておりません。

61	特記仕様書(案) 別紙5_現市役所敷地内建築物(工作物)リスト	⑪、⑫に近接している非常用発電機と受水槽は、本庁舎解体に伴い、解体されると想定しますが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりのお取り扱いで差し支えありません。当設備は既存本庁舎と合わせて解体する想定であり、既存本庁舎解体設計の業務範囲内となります。
62	特記仕様書(案) 別紙5_現市役所敷地内建築物(工作物)リスト	現在の分館1Fの車庫は、改修後も現状同様に車庫として使用する想定でしょうか。	お見込みのとおりです。
63	特記仕様書(案) 別紙5_現市役所敷地内建築物(工作物)リスト	⑲～㉑に存置との記載がありますが、現地を確認させて頂いたところ、㉑の位置に市役所銘板、㉒の位置に掲示板と思われませんが如何でしょうか。	ご指摘のとおり別紙5の内容は誤りです。㉑の位置が市役所銘板、㉒の位置が立札(掲示場)となります。
64	配布CADデータ、 特記仕様書(案) 別紙6_新庁舎に伴う文化の杜公園復旧要求書、 配布資料⑥庁舎敷地拡張図(公図) …特記仕様書(案)関連資料6	配布CADデータの①現況平面図、⑥庁舎敷地拡張図、また別紙6記載のトイレから15mのライン、それぞれ食い違いが見られます。どちらの資料を正とすれば良いかお示し下さい。	敷地拡張範囲は、文化の杜公園のトイレがある場所から南東方向に10～15m程度の位置までを想定しており、基本設計の中で受託者と市で協議の上、決定する予定です。そのため、各種資料で示している敷地拡張ラインは厳密な位置を示しているものではなく、資料によって多少誤差があるものをご理解ください。
65	特記仕様書(案) 別紙6_新庁舎建設に伴う文化の杜公園復旧要求書	公園内施設リストの各対象物・対象範囲が明確にわかる配置図をご提示下さい。	公園竣工時の配置図を記録媒体に格納した上で直接提供します。(資料提供を希望する場合は、9月24日以降、担当部署に来庁日時を電話予約した上で受け取ってください。)
66	特記仕様書(案) 別紙6	公園復旧の工事費は新庁舎の外構工事費に含まれていると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおり取り扱って差し支えありません。

67	特記仕様書（案）別紙7 地質調査業務仕様書	免震構造について、仕様書の内容以外の免震構造の設計に必要な調査、模擬地震波の作成業務は見積対象外とし、設計時の追加業務と考えて宜しいでしょうか。	No. 15 を参照してください。
68	特記仕様書（案）関連資料 1	新庁舎の計画によって図書館駐車場の台数が減少した場合、代替の駐車台数を確保する必要がありますでしょうか。	現時点では、確保する必要はありません。ただし、新庁舎の駐車場台数については設計時に精査します。
69	特記仕様書（案）関連資料 6	庁舎敷地拡張図（公図）において、南角の借地（田の地目部分）は、庁舎の敷地として使用できるものと考えて宜しいでしょうか。	当該借地は新庁舎の敷地に含める想定ですが、用途は駐車場としての使用を想定しています。
70	既存分館基本図・・・ 特記仕様書（案）関連資料 8	既存分館に残す必要のある室が判明していればご教示ください。	既存分館 1 階については残す予定です。
71	特記仕様書（案）関連資料 10	分館周辺の柱状図がありましたらご提示下さい。	把握している柱状図は、特記仕様書（案）関連資料 10 で示しているもののみとなります。
72	特記仕様書（案）関連資料 12	インフラ関係について、敷地周辺のインフラ本管ルートの情報をご教示下さい。	インフラ本管ルート情報は本業務のインフラ状況調査の中で実施していただく想定です。提案に当たり必要な場合は、関係機関・関係各課に直接お問合せください。
73	特記仕様書（案）関連資料 12	現在、利用されている井戸はありますか。	No. 3 を参照してください。

74	富士見市新庁舎建設基本・実施設計業務委託プロポーザルに関するプレゼンテーション・ヒアリング実施要領	発表はマイクを使用し、投影資料の説明箇所をお示しする際は、ポインタを使用して説明を行う形という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりのお取り扱いで差し支えありません。説明者用としてワイヤレスマイク1本を市で用意する予定ですが、レーザーポインター等を使用する場合は提案者側で各自ご用意ください。
75	その他	健康増進センターの図面(平面図、断面図等)を頂けないでしょうか。	記録媒体に格納した上で直接提供します。(資料提供を希望する場合は、9月24日以降、担当部署に来庁日時を電話予約した上で受け取ってください。)
76	その他	図書館、体育館、キラリ☆ふじみの図面(平面図、断面図等)を頂けないでしょうか。	記録媒体に格納した上で直接提供します。(資料提供を希望する場合は、9月24日以降、担当部署に来庁日時を電話予約した上で受け取ってください。)
77	その他	庁舎敷地内、若しくは文化の杜公園周辺において、過去に浸水被害が発生した事例がありましたらご教示ください。	浸水被害が発生した記録はありません。
78	その他	既存分館に設定されている書庫および物品庫の配置を検討するにあたり、既存分館の床の積載荷重表をご提示いただけますか。または、変更候補室があればご教示いただけますか。	記録媒体に格納した上で直接提供します。(資料提供を希望する場合は、9月24日以降、担当部署に来庁日時を電話予約した上で受け取ってください。)なお、2階～4階の全ての室が変更候補となります。

79	その他	公園側の堀を移設しない案を提案しても宜しいでしょうか。	基本計画 p. 60 (6.2 配置計画 (4) 施設整備イメージ) に基づき、現在、別業務において堀 (水路) の移設に向けた調査・検討を進めており、今後は移設に係る実施設計を行う計画です。提案内容は、基本計画で示している内容 (堀 (水路) の移設等) に沿ったものを基本としますが、特定の内容に関する提案を禁止するものではありません。
80	その他	ロータリーの形状を変更する提案をしても宜しいでしょうか	本事業は市街化調整区域において実施するものであり、開発行為に対する制限等の観点から、現時点ではロータリーの廃止や付け替え、形状変更は難しいという認識です。これにより特定の内容に関する提案を禁止するものではありませんが、提案内容は実現性や具体性をもったものとしてください。
81	その他	新庁舎と既存分館をつなぐ渡り廊下を提案に取り入れても宜しいでしょうか。	既存分館については、築年数や改修後の使用用途 (市民等の利用の想定がない) などを考慮すると必要最小限の改修を行うことを想定しています。ただし、特定の内容に関する提案を禁止するものではなく、新庁舎と既存分館の動線に関する工夫など、移動利便性の向上や一体的な利用につながる方策を提案内容に含めることは差し支えありません。

※対象資料・該当箇所、質問事項は、基本的に原文のままとしていますが、対象資料・該当箇所については一部追記・修正をしています。

## 新庁舎に配置予定の部署ごとの職員数等

	市長・副市長・教育長	正規職員数(単位:人)							会計年度任用職員等のデスク数(単位:席)	
		部長級	副部長級	課長級	副課長級	一般職	派遣者	計		
三役	特別職	3								
	0001:危機管理課		1		1	1	3		6	2
総務部	0002:総務課(選挙管理委員会含む)		1		1	2	12		16	0
	0003:秘書広報課(秘書担当)				1		4		5	0
	0003:秘書広報課(広報担当)					1	3		4	1
	0004:職員課				1		9	3	13	1
	0005:公共施設マネジメント課				1	1	4		6	0
	0006:営繕課				1	1	6		8	0
	0007:新庁舎整備室				1	1	3		5	0
政策財務部	0008:政策企画課		1		1	1	5		8	0
	0009:財政課				1	1	5		7	0
	0010:シティプロモーション課				1		4		5	1
	0011:ICT推進課				1	1	7		9	6
協働推進部	0012:協働推進課		1		1	1	6		9	2
	0013:文化・スポーツ振興課				1	1	8		10	2
	0014:人権・市民相談課				1	1	3		5	2
市民部	0015:市民課		1	1		2	21		25	12
	0016:保険年金課				1	1	17	1	20	9
	0017:税務課				1	2	21		24	4
	0018:収税課				1	1	14		16	4
子ども未来部	0019:子育て支援課		1		1	1	6		9	5
	0020:保育課				1	2	13		16	3
	0021:子ども未来応援センター				1	2	16		19	13
健康福祉部	0022:福祉政策課		1		1	1	29	1	33	6
	0023:高齢者福祉課				1	2	14		17	17
	0024:障がい福祉課				1	1	14		16	5
	0025:健康増進センター				1	2	11		14	14

	市長・副市長・教育長	正規職員数(単位:人)							会計年度任用職員等のデスク数(単位:席)	
		部長級	副部長級	課長級	副課長級	一般職	派遣者	計		
経済環境部	0026:産業経済課		1		1	1	3	1	7	1
	0027:農業振興課(農業委員会含む)				1	1	6		8	1
	0028:環境課				1	1	8		10	4
都市整備部	0029:都市計画課		1		1	1	8		11	0
	0030:まちづくり推進課				1	1	3		5	0
建設部	0031:道路治水課		1		1	2	22	2	28	0
	0032:建築指導課				1	2	7		10	1
	0033:下水道課				1	2	10		13	3
	0034:水道課				1	2	10		13	11
0035:会計室							3		4	1
0036:議会事務局							4		6	1
0037:監査委員事務局(公平委員会・固定資産評価審査委員会含む)							2		3	0
教育部	0038:教育政策課		1		1	2	6		10	0
	0039:生涯学習課				1	1	9		11	2
	0040:学校教育課		1		1	5	4		11	2
合計			12	4	36	52	363	8	475	136

※正規職員数は、令和6年7月17日時点のものです。

※部長級は組織順の各部における一番目の課にカウントしています。

※派遣者は、県等に派遣している職員のことです。

※複数の職位・所属を兼務している職員は、いずれか一つの職位・所属でカウントしています。

※会計年度任用職員等のデスク数は、庁舎の規模検討に当たり考慮すべきものとして令和4年度に調査した会計年度任用職員や委託職員等が使用する執務席の数です。